

平群町第 6 次総合計画等検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 平群町第 6 次総合計画及び第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「第 6 次総合計画等」という。）の策定に関し、必要な審議を行うため、平群町第 6 次総合計画等検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、町長からの諮問に応じ、第 6 次総合計画等の策定に関する必要な事項を審議し、答申する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 各種団体から推薦を受けた者
- (4) 公募による者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了し、その結果を町長に答申するまでとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会及び会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があるときは、関係者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 委員会の会議は公開を原則とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策推進課が所掌する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 最初の委員会の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が行う。